

軽自動車税(種別割)の手続き

手続き1 登録と廃車

名義変更、住所変更、廃車等の手続きを行う窓口は車両の種類によって変わります。

<p>○本町の窓口での手続き</p> <p>◆役場税務課 (原付と小型特殊自動車(トラクター等))</p> 	<p>○美浜町 あ000</p>	<p>○本町以外の窓口での手続き</p> <p>◆軽自動車(三輪・四輪) 軽自動車検査協会 愛知主管事務所 名古屋市港区いろは町二丁目56番地1 ☎050-3816-1770</p> <p>◆二輪の小型自動車(125cc超) 愛知運輸支局 名古屋市中川区北江町一丁目1番地の2 ☎050-5540-2046</p> 	<p>○名古屋000 あ00-00</p>
---	----------------------	---	---------------------------

上記以外に、車を購入した販売店でも代行して手続きをしていただけることがあります。
詳しくは販売店にご確認ください。

手続き2 引越しをしたときは

車検証や標識交付証明書等の登録がある住所から引越しをした場合、登録の変更が必要になります。
手続きは **手続き1** の各窓口になります。

手続き3 盗難にあったときは

盗難等にあつて、実際には軽自動車等を所有していなくても登録がそのままの場合、軽自動車税(種別割)が課税されます。盗難にあつた場合は警察に盗難届を出すとともに、**手続き1** の各窓口での手続きも忘れないようにしてください。

手続き4 譲ったときは

軽自動車等を登録の変更手続きをしないで譲った場合、元の所有者の方に軽自動車税(種別割)が課税されます。
軽自動車等を譲るときは、必ず登録の変更手続き(**手続き1** 参考)をしてください。

家屋を取り壊した方は届出を

家屋の一部、または全部を取り壊した場合は届出が必要です。固定資産税は、毎年1月1日に所有している物件について課税をします。年内に家屋を取り壊した、または取り壊す予定で、まだ届出をしていない方は、12月28日(木)までに税務課まで届出をお願いします。

STEP1

年内に家屋を取り壊した、
または取り壊す予定



STEP2

税務課に届出
12月28日(木)まで



●問合せ 税務課 内線250(軽自動車税(種別割)の手続きはこちらへ)
内線251(家屋を取り壊した方の届出はこちらへ)

会計年度任用職員募集

- 募集人数 1名
- 業務内容 住民税課税補助事務および窓口業務
- 勤務場所 税務課
- 勤務時間 午前9時～午後3時
- 報酬単価 時給1,027円(通勤手当は町の規定に基づき支給)
- 任用期間 1月10日(水)～3月15日(金)の内30日間
- 申込方法 12月14日(木)までに履歴書(写真貼付)を税務課住民税係へ提出
- 応募資格 町内に在住し健康で簡単なパソコン操作ができる方
- 面接試験 別途通知

●問合せ 税務課 内線250・350